

航空法

1. 案内情報

手続名：飛行場の工事完成予定期日の変更許可

手続根拠：航空法第41条第2項

手続対象者：飛行場の設置者

提出時期：飛行場の工事完成予定期日を変更しようとするとき

提出方法：申請書を作成し、航空法施行規則（以下「規則」という。）第240条第1項第11号に掲げるもの以外のものにあつては、航空局飛行場部管理課へ提出して下さい。なお、規則第240条第1項第11号に掲げるものにあつては、飛行場の所在地を管轄区域とする地方航空局飛行場部管理課へ提出して下さい。

手数料：なし

添付書類・部数：規則第82条に定めるところによる。

申請書様式：様式の特定はなし

記載要領・記載例：提出方法に記載した提出先となる担当課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先：

航空局 03 - 5253 - 8111（代表）

飛行場部管理課（内線49114）

東京航空局 03 - 5275 - 9292（代表）

飛行場部管理課（内線7313）

大阪航空局 06 - 6949 - 6211（代表）

飛行場部管理課（内線5114）

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：提出先に同じ。

その他：東京航空局の管轄区域（東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、山形県、秋田県、福島県、宮城県、岩手県、青森県及び北海道）

大阪航空局の管轄区域（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、三重県、愛知県、岐阜県、福井県、石川県、富山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、大分県、佐賀県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）

3. 手続情報

審査基準：・飛行場の設置者が工事遂行の意志を持っていること。

・変更が、天災、用地買収の難航等設置者の責に帰すべき事由によるものでないこと。

標準処理期間：1ヶ月

不服申立方法：行政不服審査法の規定による